

平成28年（行ク）第50号 訴訟参加申立事件

（本案事件 平成28年（行ウ）第49号 高浜原子力発電所1号機及び2号機運転期間延長認可処分等取消請求事件）

原告 河田昌東ほか75名

被告 国（処分庁 原子力規制委員会）

申立人 関西電力株式会社

訴訟参加についての意見書

2016（平成28）年9月23日

名古屋地方裁判所民事第9部A2係 御中

原告ら訴訟代理人 弁護士 北村 栄

平成28年9月7日付事務連絡による求意見に対する原告らの意見は下記のとおりである。

記

1 第三者による訴訟参加制度は、①取消訴訟の結果により権利を害される第三者に対し、何らの手続的権利を与えることなく訴訟の結果だけを甘受させることは、適切でないことから設けられた制度とされる（塩野宏『行政法Ⅱ [第四版]』有斐閣・140頁）。

また、②第三者を訴訟参加させて攻撃防御の機会を与えることによって、訴訟資料を豊富にして当該事案の適正裁判を可能にする点も、制度趣旨であるとされる（宇賀克也『行政法概説Ⅱ - 行政救済法』有斐閣・200頁）。

2 本件取消訴訟の対象の各処分（以下「本件各処分」という）がされるにあつ

ては、原子力規制委員会は、平成27年度には28回（資料1参照）、平成28年度には3回（資料2参照）の合計31回もの審査会合を開催し、当該審査会合には、関西電力株式会社の関係者も多数出席している（例えば、平成28年3月10日の審査会合には、13名もの関西電力株式会社の関係者が出席している）。

そして、当該審査会合の際、関西電力株式会社は、原子力規制委員会に対して、本件各処分がされるために、十分な説明と資料提出を行っている（又はその機会が十分に与えられている）。

したがって、本件訴訟における国の主張立証は、関西電力株式会社からされた十分な説明と資料提出を踏まえてなされるものであるということが出来る。

以上から、関西電力株式会社の訴訟参加が認められなくても、関西電力株式会社の主張立証は十分に反映されるといえ、上記①の制度趣旨を害することにはならない。

3 また、関西電力株式会社は、本件審査会合の際に、本件各処分の許認可の判断に必要な資料はすべて提出しているはずであるから、本件許認可の違法性判断に必要な資料のほとんどは、既に国が保有しているといえる。

もともと、本件各処分の違法性判断にあたっては、現在の科学技術水準によるとされることから（最高裁平成4年10月29日・民集第46巻7号1174頁）、本件各処分の判断の前提とされていない科学技術に関する主張立証も想定はされる。

しかし、現在の科学技術に関する知見は、許認可権限をもつ処分庁である原子力規制委員会が保有していないとは考え難く、国による主張立証の機会が認められれば十分である。

以上から、仮に関西電力株式会社の訴訟参加が認められたとしても、訴訟参加が認められない場合に比べて、訴訟資料が豊富になるとは考え難いことから、上記②の制度趣旨の観点からも、関西電力株式会社を訴訟参加させる必要性はない。

4 このほか、関西電力株式会社の訴訟参加を認めると、徒に裁判の複雑化、長期

化を招くことになり、原告らが迅速・適正な裁判を受ける権利を害することに照らしても、参加は相当ではない。

5 よって、関西電力株式会社の訴訟参加を認めることは不相当である。

以上